

はしうど福社会役員等の報酬等支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、法人の役員等に対する報酬等の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等に支給する報酬の額は、次の区分により支給する。

2 理事の内、職員理事については支給をしない。

理事長	年額 360,000円
理事長を除く理事	年額 80,000円
監事	年額 120,000円
評議員	評議員会出席4,000円/回

(支給の方法)

第3条 前条の報酬は、定時評議員会から当該会計年度に関する定時評議員会終結の時までを年度とし、終了後、速やかに支給する。但し、平成30年度会計に関する年度については、平成30年4月から当該会計年度に関する定時評議員会終結の時までを1年度とする。

2 理事長及び、理事、監事の年度中における就任及び退任等は、前条の額を月割で計算し、支給する。ただし、1箇月に満たない日数は考慮しない。

附則

1 この規則は、平成12年10月27日から施行し、平成12年9月1日より適用する。

平成14年4月	1日	一部改正
平成14年8月	23日	一部改正
平成15年7月	22日	一部改正
平成16年4月	1日	一部改正
平成19年4月	1日	一部改正
平成21年4月	1日	一部改正
平成28年4月	1日	一部改正
平成29年4月	1日	評議員会承認(社会福祉法改正による)
平成30年6月	1日	一部改正